

西濃用水第三期地区 現場技術業務 現場説明事項

1. 一般事項

1) 入札の提出に関する事項について

- (1) この業務の入札の提出は、現場技術業務契約書案及び、この現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という）に従って行うものとする。
- (2) この業務の入札の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 現場技術業務契約書案について

第33条関係

部分払いについて

部分払いを請求できる場合の回数は1回以内とする。

2. 指示事項

1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 細部事項

1) 業務概要

特別仕様書に示すとおり。

2) 業務仕様書

共通仕様書及び特別仕様書による。

3) 契約に係る事項

別紙1のとおり。

4) その他

なし

(別紙 1)

契 約 に 係 る 事 項

1. 特別仕様書第 9 条 (2) で示している作業内容の業務量の目安は、土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計) で定義される職種のうち、技術員により、下表のとおり想定している。

項 目	業 務 量	備 考
設計業務		
1. 現場技術業務	1 5 9 人	

履行期間については準備期間を 6 日とし、令和 6 年 7 月 10 日から令和 7 年 3 月 21 日を予定している。

2. 特別仕様書第 10 条 (1) に示す打合せに係る歩掛は、技師 A2.25 人 (9 回) を考えている。

3. 本業務における現場技術員は通勤を考えている。

また、打合せにおける管理技術者の交通費は公共交通機関 (名古屋城～大垣) を考えている。

4. 特別仕様書第 10 条に示す業務内容のうち地下水位観測 (揖東用水路パイプライン道路下埋設部) に係る外業は、1 人当たり 2 回/月 (18 回) を見込んでいる。

5. 管理技術者及び現場技術員は、契約締結日において他社から出向していない者とし、契約締結後に監督職員が健康保険証等の公的機関が発行した証明等の写しにより確認を行う。

6. 本業務の実施に当たり文書作成、表計算及び図面作成のソフトは次のとおり考えている。

なお、詳細な仕様については、監督職員が指示する。

区 分	使用ソフト
ワープロソフト	Microsoft Word 2016 以降
表計算ソフト	Microsoft Excel 2016 以降
図面作成ソフト	Bigvan al-Nil CAD で閲覧・編集が可能なもの
閲覧ソフト	Adobe Acrobat、DocuWorks8 以降

7. 工事発注に関する業務の中で BIM/CIM を使用することを想定しているため、BIM/CIM 対応ソフトの運用が可能な機器を準備するものとする。

8. 事務所内において利用しているネットワーク環境の利用 (ネットワークへの接続等) はできないため、発注者との情報の交換、業務成果の提出に必要な機器等については、受注者において準備するものとする。

9. 特別仕様書第 7 条に示す対象工事等の概要の内容について、別途監督職員から協議することがある。